

地域を育て地域を伸ばす

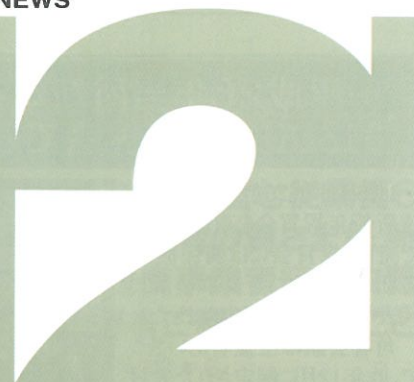
THE CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY NEWS



Monthly マンスリー ニュースペーパー Newspaper

おおむら

会議所ニュース



発行所 大村商工会議所
〒856-8601 大村市東三城町6-1
Tel 53-4222 Fax 52-2511

編集責任者 雄城 勝
印刷所 第一印刷株式会社

DEC/2014

No.662

<http://www.omuracci.com> E-mail:daiyou@omuracci.com

第13回 長崎街道大村宿

ひなまつり

オープニングセレモニーは平成26年3月1日(土)
11時から「ひなの宿」(コレモおおむらイベント広場前)にて
行われます!!

期間 2014年 3月1日(土)~4月6日(日)

場所 大村市中央商店街

子供たちに伝えたい
季節の行事と
ふるさとの心



期間中はさまざまなイベントが開催されます! (8面にイベント毎の開催日掲載)

主催 大村市中央商店街長崎街道大村宿 ひなまつり実行委員会

後援 大村市・大村商工会議所 (社)大村市観光コンベンション協会

～平成26年当所新年祝賀会～ 約300名の出席者で新春を祝う

1月6日、平成26年大村商工会議所新年祝賀会を市内ホテルで開催。祝賀会には関係機関・各団体、当所の会員事業所の代表ら約300名が参加しました。

角谷会頭は主催者あいさつで、昨年12月に制定された大村市中小企業振興基本条例や中心市街地の活性化、九州新幹線西九州ルートを活かした街づくり等に触れながら「当所が会員の皆様や地域住民の皆様へ更なるお役に立てるよう、議員・役員が丸となり力を合わせて皆様とともに前進していく決意しております。」と力強く述べました。

そのあと中村知事、松本市長、地元選出国会議員の祝辞のあと田中市議会議長の乾杯で祝宴がはじまると、参加者らは新年を祝って賀詞交換を行い、(社)大村市観光コンベンション協会の酒井会長の万歳三唱で盛況のうちに締めくくられました。



あいさつを述べる角谷会頭



出席者全員による万歳三唱

諫早税務署長 丸山 宏一氏を迎えて 新春経済講演会を開催しました



理財部会関係者 約50名が参加した会場の様子

当所理財部会(深堀博英会長)では1月17日、市内ホテルで、新春講演会を開催。講師に諫早税務署長・丸山宏一氏をお招きし、「税務雑感～徴収の仕事～」と題して講演していただきました。

丸山署長はこれまで、40年という長いキャリアのほとんどを調査徴収専門の部署で過ごされてきた、いわば税務徴収のプロ中のプロ。そんな丸山署長が実際に現場でご経験された様々な事例や、普段はなかなか聴くことの出来ない税務行政の観点に立ったお話に、聴講した約50名の部会参加者や会員事業所の代表者らは熱心に耳を傾けていました。

建国記念日に市内を行進

大村市日の丸会(角谷省一会長)では、2月11日の建国記念日に西本町の皇大神宮で奉祝行事を開催。約300人の関係者と市民が参加し建国の日を祝いました。

式典終了後、中央商店街を經由し大村市民会館まで日の丸を掲げて行進を行い、ゴールの市民会館では参加者全員に温かいぜんざいが振る舞われました。

同会館前広場では、毎年恒例で第9回目となる「長崎街道大村藩宿場まつり」【(社)大村市物産振興協会主管】が開催されており、万歳三唱後に解散した参加者らは、同イベントを楽しんでいけました。



ラッパ隊を先頭に上駅通りを行進する日の丸会の隊列

食品表示の適正化について学ぶ

観光部会、製造・卸部会合同でセミナーを開催

観光部会(西畑伸造部会長)と製造・卸部会(荒木静男部会長)では2月5日、長崎県食品安全・消費生活課から山口康宏企画監ほか2名の担当官を招いて、食品表示適正化セミナーを開催。セミナーには両部会から15社・29名の経営者や担当者が受講しました。



観光部会と製造・卸部会の関係者29名が参加したセミナーの様子

セミナーではまず、昨年末から全国の有名ホテルや百貨店、レストラン等で表面化した、偽装食材の使用や食品表示の不正事案で、消費者の「日本食」に対する信頼が失墜しており、今後食品に関わる業者に対しても適正化対策を推進してゆくことを前置きした上で、3名の担当官から景品表示法、JAS法、食品衛生法における、食品の表示における留意点について説明を受けました。

また今後の国の動きとしては、景品表示法の改正(1.事業者の表示管理体制の強化、2.行政の監視指導体制の強化(消費者庁、消費生活センターによる「食品表示モニター」の導入、都道府県知事の権限強化(措置命令の導入))、3.違反事案に対する課徴金等の新たな措置)などが検討されている、との情報提供が行われました。

おおぞら共済 ご加入のすすめ

入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付 福祉団体定期保険+見舞金・祝金制度 かいぎしょの共済に是非ご加入ください

会員限定 (1口) **1,150円** ※からの保障
手続き簡単! 今すぐ会議所へ

※15~55才、1口加入の場合

「従業員に保障をつけてあげたいけど 何かいい保険はないかしら...?」
そんな時に! 大村商工会議所の生命共済があります!!

**割安な掛金
で幅広い保障!**

**見舞金・祝金制度
が充実**

毎年収支計算し
剰余金があれば
配当金も!

**1年更新で医師の
診査なし**

**業務上・業務外を問わず
24時間保障**

専任税理士による所得税・消費税申告相談会のお知らせ **要予約!**

大村商工会議所税務相談所・大村青色申告会では下記の日程にて専任税理士によります所得税・消費税相談会を開催いたします。
時間制ですので事前のご予約をお願いいたします。

日時 2月25日(火)・28日(金)

相談時間はいずれも下記の時間帯です。

- ① 13:30～ ② 14:00～ ③ 14:30～
- ④ 15:00～ ⑤ 15:30～ ⑥ 16:00～

場所 大村商工会議所 中会議室

(変更になる場合もございます)

対象 大村商工会議所税務相談所、大村青色申告会 会員

※決算・申告のご相談を1月より受け付けておりますので、3月に入りますと大変混みます。

早めのご相談、ご提出をお願いいたします。
決算書・確定申告書の当所受付は3月5日(水)が締切りです。
ご協力をお願いいたします。

◆申込・連絡先
大村商工会議所・中小企業相談所(担当 林・園部)
電話 0957-53-4222

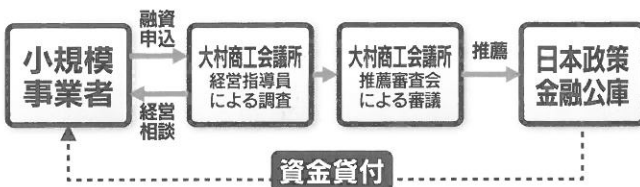
大村商工会議所のマル系融資が
小規模事業者の皆さんを応援!

無担保・無保証人・低利融資

【融資額】 1,500万円以内

【利率】 年利 1.60%(固定)
平成26年1月16日現在

【返済】 運転7年以内(据置1年可)
設備10年以内(据置2年可)



●ご利用できる主な条件

- 常時使用する従業員が20人以下(商業;サービス業は5人以下)の小規模事業者(役員、家族従業員、パート、アルバイトは除く)で、
- ・最近1年以上、大村市内で事業を営んでいること。
- ・大村商工会議所の経営指導を6ヶ月以前から受けていること。
- ・すべての税金を完納していること。

※この融資制度は、小規模事業者の方が商工会議所の経営指導を受けて、経営や技術の改善を図るための資金を担保も保証人も無しに低利で融資する国の制度資金です。商工会議所が申込を受付、審査の上、日本政策金融公庫へ推薦し、公庫から貸し出されます。

大村商工会議所 中小企業相談所
〒856-8601 大村市東三城町6-1
TEL 0957-53-4222
FAX 0957-52-2511

制度変更により、マル経融資の利便性が
ますます高まります!!

◆「宿泊業」および「娯楽業」を営む従業員6人以上20人以下の事業者の皆さまが、新たにマル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)※1等をご利用できることとなります。平成26年1月7日から

※1 これまで宿泊業及び娯楽業については、サービス業として、常時使用する従業員の数が5人以下の事業者を小規模企業としておりましたが、今般、「小規模企業活性化法」(平成25年9月20日施行)において、政令で範囲の変更が行われ、新たに、宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を「小規模企業」として規定することが決定され、以下の制度を利用できるようになります。

マル経融資 [小規模事業者経営改善資金融資制度] (小規模事業者支援法)
特別小口保険制度 (中小企業信用保険法)
小規模企業共済制度 (小規模企業共済法)

◆貸付金額の上限が
1,500万円→2,000万円へ上げられます!
平成26年4月から



詳しくは、中小企業庁ホームページ
(平成25年12月26日付)
○小規模企業の範囲を弾力化する政令を制定しました

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2013/131226shokibo.htm>をご覧ください。

マル経制度創設40年を記念して、
日本政策金融公庫より当所へ
感謝状が贈呈されました!

マル経融資が昭和48年の制度創設以来、40年という節目をむかえることとなり、推薦団体である大村商工会議所との更なる連携強化を図ることを目的に、このたび、日本政策金融公庫長崎支店の矢ヶ崎・国民生活事業統括と神村・融資第三課



感謝状を矢ヶ崎・国民生活事業統括(右)から受け取る中村副会頭

長が1月30日に当所を訪問され、マル経融資の日頃の普及と推進への功勞に対する感謝状が中村副会頭へ贈呈されました。

経営指導員の経営指導に金融面の支援策を設け、指導効果の更なる向上を図ろうと昭和48年10月に創設。小口、低利、無担保・無保証、経営支援と金融が一体となった他に類を見ない画期的な融資制度としてスタート、推薦から融資実行まで、そのスキームは40年経過した現在も有効に機能し、ほとんど形を変えていません。

この40年の間に関係省庁との協議のうえ、融資限度額の引き上げや融資期間および据置期間の延長、融資対象の追加等が順次実施され、経営改善普及事業において一層重要な役割を果たしています。平成23年度以降は、中小企業金融支援策の終了、縮小の影響で、実績は増加に転じており、今後も小規模企業の資金需要に応える制度として、当所は普及促進を行ってまいります。

「消費税率引き上げと中小企業の転嫁対策」 第1回

消費税の価格転嫁対策のポイントについて日本商工会議所消費税転嫁対策窓口相談等事業実施ワーキンググループ委員で中小企業診断士の秋島一雄さんが3回にわたり解説します。1回目は、そもそも「消費税の転嫁とは一体何で、なぜ転嫁対策が必要か?」という点に絞ってお伝えします。

ご存じのとおり、平成26年4月1日より消費税率が現在の5%から8%に引き上げられます。税率の引き上げにより、事業者はさらに厳しい経営環境に陥る可能性があります。事業者は買い手の購買意欲を考え、税率上昇分を価格に転嫁しない可能性が高く、消費税引き上げ相当額がそのまま収益の

減少に結びつくからです。

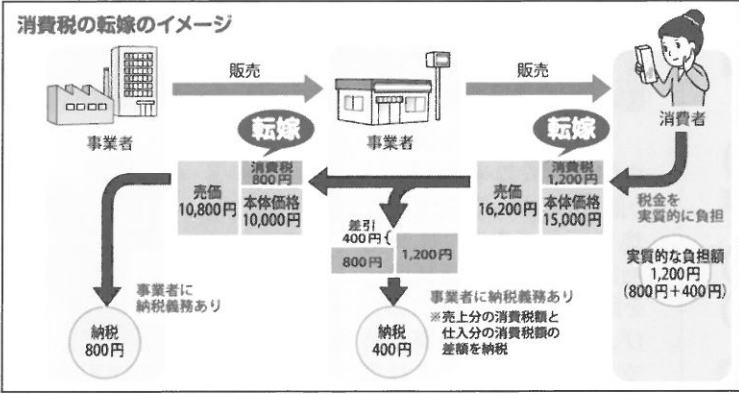
適切な価格転嫁ができれば、事業者は従来の収益の確保が可能です。消費税は、仕入れ時には仕入れ価格に消費税分を加えて支払い、販売時に本体価格に消費税分を加えて受け取り、支払った消費税と受け取った消費税の差額を納税します。すなわち、消費税は、仕組み上は、取引の各段階で商品やサービスの価格に転嫁(上乘せ)されることで、最終的には、商品やサービスを受ける消費者が負担するので、税率が何%であろうと事業者の収益には関係がない、こととなります。

上乘せできないと収益を圧迫

しかし、実際のビジネスでのやり取りはこれほどシンプルでしょうか?例えば、消費税5%時と8%時の本体価格が同額でも、税込みの支払い総額が買い手の負担増となる状態で、従来と同じ数量を販売することは可能でしょうか?また、税込み価格が298円や1,000円といった値ごろ感のある価格やキリのいい価格から変わると、購買意欲の減退が起らないでしょうか?ここで、税率が8%に引き上げられた後も、販売価格を税率5%時と同じ価格に据置いた場合を考えてみましょう。

下の表は税抜きベースで仕入れ額が1万円、売上額が2万円の例ですが、税込み販売価格を2万1千円に据え置いた場合の利益の減少額を示したものです。税率引き上げ後も販売価格を据え置いた場合、増税分を事業者が負担することになるため、税抜き売上額の減少になります。その結果、なんと利益は約5.6%も減少します。つまり、適正な転嫁をしないと、その分収益が圧迫されてしまいます。

このように、従来の収益を維持するためには、消費税を適正に価格に転嫁しなければなりません。しかし、実際のビジネスでは、支払総額の増加による買い手の買い控えや競合他社との価格競争などがあります。そして、最終的には売れる値段での価格設定が必要になります。



消費税を転嫁せずに価格を据置くと

売上額(税込み)	21,000円	売上額(税込み)	21,000円
売上額(税抜き)	20,000円	売上額(税抜き)	19,444円
仕入額(税抜き)	10,000円	仕入額(税抜き)	10,000円
税引利益	10,000円	税引利益	9,444円

売上額(税抜き)が下がる → 売上額(税込み)変わらない → 利益が減っていることに気づかない

事業全体で適正な利益の確保を

すなわち、単純に従来の価格に消費税率分を上乘せするといった一律転嫁ではなく、売上げへの影響を加味して、事業全体で適正な利益確保を目指していく必要があります。具体的には、目玉商品などは販売価格を据え置く(実質値下げ)一方で、他の商品の価格は、目玉商品などの値下げ分をカバーする値上げを適正な転嫁の範囲内で行うといった方法が考えられます。

さらに、価格設定以外にも、企業体質強化に向けた原価低減、販売促進活動や、納税額増加に向けた資金繰りなどのさまざまな準備や対策も必要になってきます。次回以降、この対策をお伝えします。

日本商工会議所消費税転嫁対策窓口相談等事業実施WG委員
東京商工会議所中小企業相談センター・コーディネーター/中小企業診断士 **秋島一雄**

◆「消費税率引き上げ対策早わかりハンドブック」や「中小企業・小規模事業者のための こんな時どうする? 消費税転嫁万全対策マニュアル」など各種ガイドブックを当所ホームページにて閲覧・ダウンロードできますので、ぜひご利用ください!

確認しましょう！ 最低賃金

平成25年度 長崎県最低賃金のお知らせ

長崎県内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者に適用される「長崎県最低賃金」、右記の特定の産業で事業を営む使用者及びその事業場で働く18歳未満の者などを除く労働者に適用される「産業別最低賃金」は次のようになっています。なお、長崎県最低賃金よりも産業別最低賃金が優先します。

詳しくは長崎労働局賃金室(TEL 095-801-0033)または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

長崎県最低賃金	時間額(円)	発行日
	664	25.10.20

産業別最低賃金	時間額(円)	発行日
はん用機械器具、 生産用機械器具製造業	788	26.1.4
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	726	26.1.16
船舶製造・修理業、 船用機関製造業	800	26.1.16

適用除外(3業種共通) 上記のほか次の労働者には「長崎県最低賃金」が適用されます。
 ①18歳未満または65歳以上の者
 ②雇入れ後6か月未満の者であつて、技能習得中のもの
 ③清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

(備考) 1. 最低賃金には、次の手当等は算入されません。
 精進手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金
 2. 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている長崎県最低賃金または産業別最低賃金が適用されます。

業務改善助成金 (中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金) 賃金アップと業務の改善を応援します！

◆長崎労働局では、地域別最低賃金引き上げにより大きな影響を受ける中小企業主の支援を目的に、最低賃金引上げ支援対策費補助金制度を設けています。

助成金の概要

- ①事業場内で最も低い時間給(時間換算額)を4年以内に800円以上に引上げる賃金改善計画を策定し、1年あたりの時間給等が40円以上となる引上げを実施すること。
- ②労働者の意見を聴取の上、賃金制度の整備、就業規則の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施すること。

労働能率の増進に資する設備・機器の導入事例

- POSレジシステムの購入費用
- 工場、店舗等の改装、機器等の購入費用
- 営業車などの自家用車の増車費用



など幅広く認められています。

支給対象となる事業主

業種	①資本金の額または出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

支給額

下限5万円、100万円上限
 下記支給要件の実施(業務改善)に要した経費の2分の1

助成金支給対象要件

支給対象となる事業主は、企業全体において常時使用する労働者が300人以下(卸売業及びサービス業では100人以下、小売業では50人以下)、または資本金3億円以下の法人(卸売業では1億円以下、サービス業及び小売業では5,000万円以下の法人)ですが、この他に要件がありますので、詳しくは長崎労働局のホームページをご覧ください。

<長崎労働局ホームページアドレス>
<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

●問い合わせ先 長崎労働局賃金室 TEL 095-801-0033

LOBO調査 2014年1月調査結果

業況DIは、一段の改善。先行きはコスト増や駆け込み需要の反動への懸念も
 <結果のポイント>

- ◇1月の全産業合計の業況DIは、▲3.1と、前月から+4.3ポイントの改善。住宅着工などが好調な建設業がけん引したほか、自動車関連の業績改善が幅広い業種に波及している。また、高価格帯商品への志向の強まりに加え、消費税引き上げ前の駆け込み需要が出始めており、中小企業の景況感には、売上・受注の増加を背景に、一段の改善がみられる。他方で、仕入コストや電力料金に加え、人材確保の困難さから人件費の負担も増大する中、販売価格への転嫁遅れにより、売上増に見合う収益があがらないとの声もあり、景気回復を実感できない状況もみられる。
- ◇業種別では、建設業は、住宅着工などが好調なほか、民間企業による設備投資の動きの広がりから、高水準で推移。製造業は、自動車関連の好調が幅広い業種に波及していることから改善し、91年3月(10.0)以来のプラス。卸売業は、建築資材や自動車向けの受注が堅調なほか、価格転嫁が徐々に進み、収益が改善しつつあることからマイナス幅が縮小。小売業は、初売りや冬物セールが好調だったほか、家電などで消費税引き上げを見据えた駆け込み需要が出始めており改善。サービス業は、パート・アルバイトの時給見直しなどに伴う人件費の増大や仕入コスト・光熱費の負担増が続き、悪化。
- ◇項目別では、従業員DIは、全業種で人手不足の状況。建設業の技術職不足が続くほか、飲食業などでは、非正規社員の募集が活発化する中、より待遇の良い大手などの求人に応募が集中し、採用が困難な状況が伺える。
- ◇先行きについては、先行き見通しDIが▲7.4(今月比▲4.3ポイント)と、悪化を見込む。消費税引き上げ前の駆け込み需要などにより、3月まで堅調な推移が見込まれる一方、家計への負担増に備えた消費手控えの動きも予想される。また、業況改善をけん引してきた建設業や製造業でも、価格転嫁の遅れによる収益悪化に加え、4月以降の反動減への懸念の声が高まるなど、先行きに対して慎重な見方が伺える。

【ブロック別概況】

- ブロック別の業況DI(前年同月比ベース)は、北陸信越、東海、近畿、九州で改善、中国でほぼ横ばい、その他の4ブロックで悪化した。ブロック別の概況は以下のとおり。
- ・北海道は、住宅投資や公共工事、観光関連は堅調なものの、軽油価格の高止まりにより、運輸業を中心に幅広い業種で収益が圧迫されているため、2カ月ぶりに悪化。
- ・東北は、建築資材や人手の不足に伴う入札不調などにより建設業で一服感がみられたほか、生鮮食品などの仕入価格上昇により採算が悪化した流通・サービス関連が押し下げ、2カ月ぶりにマイナス幅が拡大。
- ・北陸信越は、北陸新幹線開業を見据えた誘客キャンペーンの効果などにより観光客の入込が伸びたほか、スマートフォン関連や化粧品を含む医薬品関連の製造業が堅調なことから、3カ月連続で改善。
- ・関東は、小売業や飲食・宿泊関連で、最低賃金引き上げなどによる人件費の増大や電力料金の上昇に伴い業況が悪化したことから、2カ月ぶりにマイナス幅が拡大。
- ・東海は、新型車投入の効果などにより、自動車関連の業績改善が続くほか、観光地への入込が好調だったため、2カ月ぶりに改善。
- ・近畿は、住宅投資や公共工事の堅調な推移に加え、年末商戦の開始に伴い、高価格帯の商品の売れ行きが伸びたことにより、2カ月ぶりにマイナス幅が縮小。
- ・中国は、公共工事の増加傾向が続く建設業や、観光客の入込が好調な飲食・宿泊関連の業況が高水準で推移したものの、仕入価格上昇分の転嫁が遅れる小売業で業況が悪化したことから、ほぼ横ばい。
- ・四国は、取引先からのコストダウン要請に伴い、繊維関連の製造業などで採算が悪化していることなどにより、3カ月ぶりにマイナス幅が拡大。
- ・九州は、自動車やスマートフォン・タブレット関連の製造業で受注が伸びたことに加え、国内外からの観光客が堅調に推移したことから、2カ月連続で改善。
- ブロック別の向こう3カ月(12~2月)の業況の先行き見通しは、今月と比べ、北海道、東北、北陸信越、四国で悪化、その他の5ブロックで改善する見通し。消費税引き上げ前の駆け込み需要や冬の賞与増などを背景とする年末商戦の本格化に加え、建設業や自動車をはじめとする製造業によるけん引が続く見通し。一方、仕入価格などのコスト増が続く中、上昇分の転嫁が難しい中小企業からは、先行きに対して慎重な見方も伺える。

ブロック別・全産業業況DI (前年同月比)の推移

	13年					14年	先行き見通し 2~4月
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
全 国	▲15.7	▲15.1	▲11.9	▲12.8	▲7.4	▲3.1	▲7.4
北 海 道	0.7	▲1.6	1.5	▲1.6	▲0.8	7.0	▲1.4
東 北	▲7.3	▲15.9	▲11.8	▲20.2	▲9.9	▲12.3	▲15.6
北陸信越	▲14.5	▲14.2	▲11.5	▲6.0	0.7	▲7.4	▲18.2
関 東	▲15.9	▲17.3	▲9.6	▲14.9	▲9.4	▲3.7	▲5.1
東 海	▲12.7	▲8.7	▲10.7	▲7.3	▲1.1	2.9	0.0
近 畿	▲28.7	▲26.6	▲28.5	▲21.8	▲14.1	▲3.4	▲2.8
中 国	▲21.7	▲5.0	▲10.5	▲10.9	▲7.9	2.2	▲5.4
四 国	▲20.8	▲16.2	▲10.5	▲13.2	▲11.7	▲11.2	▲14.4
九 州	▲20.3	▲22.5	▲16.4	▲13.5	▲9.6	▲3.0	▲11.2

※「先行き見通し」は当月に比した向こう3カ月の先行き見通しDI

大村商工会議所主催

無料法律相談会

経営のことからプライベートなことまで

会員事業所と、従業員様のための“無料”法律相談では、
些細なことでもご相談に応じます。

場 所 大村商工会議所 期 間 下記のとおりです
 対 象 当所会員事業所 担当弁護士 八木 義明
 (従業員含む) (長崎県弁護士会所属)

日 時 ●3月7日(金) ●4月4日(金)

相談時間

- 13:00~
- 13:40~
- 14:20~
- 15:00~
- 15:40~
- 16:20~

~担当弁護士のご紹介~



八木義明法律事務所
八木 義明
 (長崎県弁護士会所属)

*事務所住所: 大村市東本町290-2(大村裁判所前、検察庁横)
 *事務所電話: 0957-47-9800 *ホームページ: www.yagi-lawyer.com

【申込・連絡先】大村商工会議所 電話: 0957-53-4222 担当: 岡野・山崎

三役の動き 1月

- 6日 ●顧問、参与会議 三役
 ●平成26年大村商工会議所新年祝賀会 三役
- 8日 ●平成26年大村市消防出初式 専務
- 9日 ●公明党長崎県本部2014賀詞交歓会 中村副会頭
- 12日 ●大村市平成26年成人式 専務
 ●大村ロータリークラブ 会頭卓話
- 14日 ●大村市日の丸会総会 会頭、専務
 ●長崎県建設業協会大村支部新年会 会頭
- 15日 ●アクサ生命総会・表彰式 専務
 ●大村青年会議所新年会 三役
- 16日 ●中村法道・県知事候補出陣式 会頭、専務
- 17日 ●建設部会正副部会長会議 中村副会頭
- 18日 ●おおむら里山村づくり委員会 専務
- 20日 ●大村バスターミナルビル建築物定期検査報告 専務
 ●第2回大村市自転車安全利用条例検討会 専務
- 21日 ●大村湾東部漁協恵比須祭り 専務
- 22日 ●「第3回先端技術導入セミナー」 専務
- 23日 ●浜屋百貨店大村店跡地の活用構想に係る事業化支援会議 専務
- 25日 ●青年部OB会古希・還暦お祝い会 専務
- 27日 ●大村東ロータリークラブ 会頭卓話 会頭
 ●インターネットテレビ事業業務委託プロポーザル審査委員会 専務
- 28日 ●(株)アルカディア大村取締役会 中村副会頭
 常議員会 三役
- 29日 ●大村市観光コンベンション協会理事会 専務
 ●大村市「国際交流の集い」 専務
- 30日 ●平成25年度三地区合同自衛隊退職者雇用協議部会総会 会頭
- 31日 ●大村市物産振興協会新年会 中村副会頭
 ●確定申告受付挨拶のため謙早税務署長来所 専務

ミラサポを使って経営に役立つ国や公的機関の
施策情報の入手、専門家派遣をご活用ください!

ミラサポでは、1企業に対して 年間3回まで無料で 専門家を派遣します!

＜派遣までの流れ＞

- まずは支援機関である大村商工会議所(地域プラットフォーム構成団体)にご相談ください。
- 支援機関では、企業からのご相談に応じ適した専門家を選定します。
- 支援ポータルサイト「ミラサポ」(<https://www.mirasapo.jp/>)を通じ専門家派遣を依頼。
- 企業に専門家が訪問し経営課題の解決に当たります(支援機関担当者も同行)

※専門家派遣申請には「ミラサポ」の会員登録(無料)が必要です。

※2回目以降は「ミラサポ」を通じて、企業が直接派遣依頼を行うこともできます。

支援ポータルサイト「ミラサポ」 (<https://www.mirasapo.jp/>)とは



施策情報・コミュニティ機能・専門家相談など充実したコンテンツでユーザーを支援

昨年7月末から「お試版」として開設・運用を開始し約2か月半で、アクセス数約20万件、ユーザー登録数約1.6万件を達成し、既に多数の方が活用!! ※現在は「本格版」として運用されています。

中小企業庁が開設した中小企業・小規模事業者支援のWebサイトです。専門家派遣事業における派遣申請の他、次のような機能をご利用いただけます。

- 国や公的機関の支援情報・支援施策に関する情報をわかりやすく提供
- 経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場を提供
- 分野ごとの専門家データベースが整備されており、ユーザーが自らの課題に応じた専門家を選択し、オンライン上で派遣を依頼することができる。

詳細については、**本所中小企業相談所(53-4222)**
までお気軽にお問い合わせください。

新入会員

Flamingo

住所・電話 大村市松山町629-102 TEL(0957)47-8408
代表者 澤久 久美子
業種 子供服小売業

株式会社OSAKI企画 甘辛café 鄙 HiNa

住所・電話 大村市古賀島町111-14 TEL(0957)54-8814
代表者 脇山 靖子
業種 不動産賃貸業、発酵黒にんにくの製造販売、飲食サービス業

ヘアサロンMission

住所・電話 大村市西本町537-5 恵利ビル1F TEL(0957)52-7987
代表者 山村 正
業種 理容業

社会福祉法人 瑞鳳会

住所・電話 大村市西部町264-1 TEL(0957)52-7731
代表者 北村 尚壽
業種 老人介護サービス

(株)ARI-JAPAN

住所・電話 大村市西本町582-1 TEL(0957)52-3668
代表者 沖田 徳久
業種 飲食業

そば正

住所・電話 大村市杭出津2-574-4 そば正内 TEL(0957)50-0909
代表者 赤羽 一将
業種 飲食業

本町アーケードカラー舗装が完成 色鮮やかになりました!



テープカットをする左から
川添会長、松本市長、雄
城専務理事、中村副会頭

大村市が商店街活性化に向け整備した本町アーケード(本陣通り~本町3丁目通り:全長296m)の舗装工事が完了し、2月1日に完成披露開通式が開催されました。デザインを手掛けたのは東京大学アジア生物資源環境研究センター教授の堀茂氏。10色のタイルを組み合わせた様々な幾何学模様が道路に埋め込まれ、色鮮やかになりました。記念イベントとしてVファーレン長崎の選手と子ども達によるキックボール大会も行われました。

また、中央商店会(川添勝征会長)はこれを機に、本陣通りと本町3丁目を統一して呼ぶ愛称を募集中で、はがきに愛称と住所、氏名、電話番号を記し〒856-0831、大村市東本町407-1、酒のカワゾエ「本町道路愛称募集係」までお送りください。アーケード内の受付箱と応募用紙でも申し込みます。25日必着。3月1日発表。採用者には商品券3万円が贈られます。

協会けんぽ長崎支部 介護保険料率変更のご案内

◆平成26年3月分(4月納付分)以降

健康保険料率

10.06% → 据え置き

介護保険料率

1.55% → 1.72%

協会けんぽ長崎支部の健康保険料率は据え置きとなりますが、介護保険料率については、平成26年3月分(4月納付分)から、変更となりますのでご案内いたします。

◆詳細はホームページをご覧ください。

協会けんぽ長崎

検索

◆お問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)長崎支部
企画総務グループ ☎095-829-6001

特定商工業者負担金3,000円 まだ入金がお済みでない皆さまへ

当所は、商工会議所法(法律第143号昭和28年8月1日公布)に基づき、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む事業所については5人)以上の事業所、または、資本金額(払込済出資総額)が300万円以上の事業所を「特定商工業者」として法定台帳に登録することが義務づけられております。

この法定台帳は、内外商取引の斡旋、商工業に関する証明、その他重要な諸経済調査の基礎資料となるなど、商工会議所事業遂行上、必ず備えなければならない台帳であります。

つきましては、特定商工業者に該当されます事業所の皆さまは、商工会議所法第12条に基づき、法定台帳の作成、管理及び運用に対する負担金¥3,000を平成26年3月31日(月)までに納入いただきますようお願い申し上げます。

なお、3月に入りご入金の確認が出来ない事業所に対しては、督促のお電話と、集金に伺わせていただきますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

第13回

長崎街道大村宿 ひなまつり

イベントスケジュール

3月1日(土) オープニングセレモニー

場所/コレモおおむらイベント広場
時間/11:00

おおむら探検するばい

場所/大村中央商店街

3月8日(土) フリーマーケット

場所/コレモおおむらイベント広場
時間/10:00~16:00

ちびっこ文化祭

場所/大村浜屋跡
時間/11:00~13:00

子どもたちと佐藤鳳水の
へのへのもへじ

場所/大村浜屋跡
時間/13:30

3月9日(日) プリママワークスと体験教室

場所/コレモおおむらイベント広場
時間/11:00~16:00

3月15日(土) 100円笑店街

ワンコインを持って 商店街へ行こう

場所/中央商店街 各店10時30分よりスタート

城南高校福祉部プレゼンツ

場所/コレモおおむらイベント広場



3月16日(日) プリママワークスと体験教室

場所/コレモおおむらイベント広場
時間/11:00~16:00

3月21日(金) ひまわり児童館 presents ファミリーバンドプロジェクト
FAMILY ROCK'FESTIVAL vol.4

場所/おおむらこども交流館「楽学広場(らくがくひろば)」
開場/13:00 開演/13:30

3月22日(土) フリーマーケット

場所/コレモおおむらイベント広場
時間/10:00~16:00

城南高校福祉部プレゼンツ

場所/コレモおおむらイベント広場

3月23日(日) プリママワークスと体験教室

場所/コレモおおむらイベント広場
時間/11:00~16:00

一人一箱古本市

場所/コレモおおむらイベント広場
時間/10:00~16:00

3月29日(土) KOYO KID'S COLLECTION
IN OMURA

場所/コレモおおむらイベント広場
時間/12:30~16:00

城南高校福祉部プレゼンツ

場所/コレモおおむらイベント広場

3月30日(日) ガールズパニックライブ

場所/コレモおおむらイベント広場
時間/13:00

4月5日(土) 城南高校福祉部プレゼンツ

場所/コレモおおむらイベント広場

●お問合せ：長崎街道大村宿ひなまつり実行委員会 TEL 0957-52-6151 (アオパラジオ商会)